

暴行・脅迫が認定されず無罪となった裁判例

最高裁 H23.7.25 (通行中の18歳の女性をビルの階段踊り場まで連れて行き姦淫)

「逃げたり助けを求めることが容易にできる状況であり、そのことはAも分かっていたと認められるにもかかわらず、叫んだり、助けを呼ぶこともなく」

(Aが説明した姦淫体制について)「わずかな抵抗をしさえすればこれを拒むことができる態様である」

静岡地裁 H23.3.11 (駐車場で声をかけ、体調不良を訴え、看護学生である女性に、車内で、肛門の中まで痔の薬を塗らせた後、被害者宅に行き姦淫)

「殴打等の強力な暴行が加えられたり、脅迫があったりした事案ではなく、暴行として掲げられているのは、被告人が①A子に覆いかぶさり、②その足を手で押さえつけ、③着衣のズボン、パンティ及びパーカーをはぎ取り、キャミソール及びブラジャーを引き下ろすなどの各行為である。そして、およそ男性が、女性をベッド上に寝かせて姦淫を遂げるにあたっては、男性が女性の上に覆い被さり、その足を手で押さえ、着衣を脱がせるなど、ある程度の有形力の行使をすることは、合意による性交の場合でも伴うものである」「(A子は)大声を上げて抵抗することもなく、被告人が浴室に入っている間、逃げることもせずに、着替えをする等、性行為を拒否したというには、不自然な行動をしている」「A子が本気で抵抗すれば、ズボンやパーカーはともかく、下着であるパンティ、キャミソール及びブラジャーを、生地を傷めたり破いたりせずに脱がせるのは、相当難しいとも考えられるのに、A子の着衣にそのような破損の形跡がみられず、A子の体にも押さえつけられた痕跡が残っていないこと等にも照らすと(中略)、A子は姦淫について特別抵抗していなかったとみる余地が多分にある。」

札幌地裁 H23.10.25 (20代女性が顔見知りの車に乗り、車内で姦淫)

「殴る蹴るなどの強度の暴行や脅迫的な言動を一切加えていないことはAも認めている」「夜間の被告人の車の中であり、被告人がAより体格的に勝っていたことを踏まえても、Aが被告人に対して抵抗をすることができない状態になっていたとは認めがたい」

「ブルゾンのファスナーにも、ネルシャツのボタンにも、ブラジャーのホックにも、特段の破損やほころびは生じていない。そうすると、被告人がブルゾンのファスナーを外す際も、誰が外したかは別として、ネルシャツのボタンとブラジャーのホックが外れた際にも、Aは大きな抵抗をしていなかったと認められる」

静岡地裁 H21.9.14 (ナンパした21歳の女性を車の中で姦淫)

「被告人が通常の性交において用いられる程度以上の有形力行使したと断ずるまでの証拠は見出し難い」「本件性交が、甲女の反抗を抑圧または著しく困難ならしめた上でなされたと認めるには合理的な疑いが残る」

奈良地裁 H21.4.30 (ナンパした21歳の女性を車の中で姦淫)

「女性の内心において性的な行為を拒否する心情は相当高まっていたことは伺われるけれども、被告人のしつこさや強引さに押し切られる形で、内心は嫌々であったとしても、結局のところ任意に行為に及んだ可能性を否定できないのであり、被告人が、本件女性に対し、暴行・脅迫を加えてわいせつ行為をしたと断定するには合理的な疑いが残る。」

大阪地裁 H20.6.27 (24歳男が、14歳の中学生に声をかけ、最初のデートで性交した)

「被告人がDの足を開く行為及びDに覆い被さる行為が、反抗を著しく困難にする程度の有形力の行使であるとは認めがたい(被告人が性交前にDに「入れるまではせえへん。」と言ったとしても、それは、Dの抵抗を弱める意味があり、非難されるべき言動ではあるが、この言葉自体が反抗を著しく困難にする暴行にまで至らしめるものとはいえず、上記認定を左右するものではない)。被告人は、Dが拒否的な態度を示しつつも、最終的には大きな抵抗もないことから、自己との性交を消極的ながら受け入れていたと誤信していた疑いは払拭できない。」

「被告人がDに対してその犯行を著しく困難にするという暴行を加えたとは認められず、また、強姦の故意があったとも認めることはできない。」